

2017年3月29日  
一般社団法人日本ヒーブ協議会 川口徳子

「加工食品の原料原産地表示制度」に関する  
食品表示基準改正（案）への意見・要望

生活者と企業のパイプ役として消費者にとって解りやすい表示を推進している立場から、意見・要望を上げさせていただきます。ご検討くださいますようお願い致します。

**1. 可能性表示・大括り表示の「使用実績」「使用計画」の根拠について**

**①過去一定期間における産地別使用実績（製造年から遡って3年以内の1年以上の実績）**

「可能性表示をする場合の使用実績に基づく注意書きの例」に複数の記載例があるが、消費者・事業者ともに混乱を招かないか危惧する。

汎用性から見て、「賞味期限の〇年前の取扱実績順」もしくは「本品製造年の前年の取扱実績順」を基準とする方法に統一した方が解りやすいのではないか。

各業界等で「平成28年の取扱実績順」「平成27年から2年間の取扱実績順」「平成27年9月から平成28年8月までの取扱実績順」などの要望があったのか。

**②今後一定期間における産地別使用計画（製造の開始日から1年以内の予定）**

「当該計画に基づく製造の開始日から1年以内の予定」とあるため、製造開始の1年以内に「使用計画」を更新するか、「使用実績」に移行しなくてはならない。

新商品は、製造開始段階で「使用実績」がないため、「使用計画」を用いることになる。1年以内に「使用実績」への移行の準備・実行をする段階で1年以上の実績がないことが予想される。データ収集・改版の期間も考慮して「2年以内の予定」とした方が良いのではないか。

<理由>

- ・データ収集・改版には、通常2～3か月の時間が必要となる。
- ・「使用計画」を1年毎に改版をするための調査や審査等の時間の余裕がなく、トラブルの原因になる恐れがある。
- ・「使用計画」から「使用実績」に移行するための、データ収集の期間を十分に確保する必要がある。

(例) 平成29年3月1日製造開始の新商品で、2年目から「使用実績」に移行する場合・注意書き例「平成29年の使用計画の順に基づき表示」とした場合、

平成29年3月1日～平成30年2月28日の「使用計画」に基づき、平成29年3月1日～平成30年2月28日まで製造。平成30年3月1日から「使用実績」に移行が必要だが、その段階で前年度（平成29年）の使用実績が9カ月しかない。注意書き例の「平成29年3月から平成30年2月までの取扱実績順」もしくは「賞味期限の〇年前の取扱実績順」を使うにしても、データ収集・改版の期間が足りない。

### ③原料事情等で、予定が変更となった場合の対処方法

天候不順、事故、家畜疾病等の不可避な理由により予定が変更になったとしても、過去の「使用実績」や製造開始段階の「使用計画」として使用しても良いのか。

消費者に誠実な表示として、適正な表示に変更が求められると思われるが、原料手配や包材の切り替えなどのための十分な猶予期間は必要と思われる。

## 2. 補足的なインターネット等での詳細な情報提供を推奨するにあたって

「義務表示は容器包装への表示により行うものとするが、補足的にインターネットなどにより詳細な情報提供を行うため、事業者は自主的かつ積極的な情報提供に努めることが適当である」との記載がある。消費者が知りたい情報は、一番重量の多い原材料のみではなく。(法律規制ではなく)自主的な消費者志向からのホームページ等での補足的な情報提供を推奨することは、消費者にとって意義がある。

現状として、ホームページ等で情報公開している企業も多数ある。ある会員企業では、2008年4月より原材料のうち「肉・魚介類・野菜」等の原料原産地を過去6か月の実績をもとに公開しており、3カ月に1回の更新を行っている。

情報提供にあたり、厳格な使用比率順を採用していない企業もある。今回の原料原産地表示制度に合わせて全ての「肉・魚介類・野菜」等の使用重量順を管理することは現実的に難しい。パッケージに記載の情報と差異を危惧して、企業がホームページ等への掲載を取り止めてしまうことになるのでは、消費者視点から見て本末転倒となる。

商品パッケージとホームページとの情報公開のズレに対しての誤解の回避するための注意書きをすることで、インターネット等での補足的な情報提供は、各社のルールに基づく情報掲載方法や更新タイミングで掲載をして良いこととして頂きたい。

<注意書き例>「情報の管理上、商品パッケージに記載の原料原産地と差異が生じる場合があります。パッケージに記載がある原材料はそちらをご確認ください。」

また、一覧で掲載する際に「国別重量順表示」「可能性表示」「大括り表示」が混在して、消費者にとって解りにくくなることが想定される。消費者に誤解が生じないための注意書きの入れ方例などを、ガイドラインに組み込んで頂きたい。

<参考>ある会員企業での「原料原産地お知らせ方法の基準について」

1. 商品の主要な原材料である「肉類・魚介類・野菜」等、また商品の名前として使用している原材料とします。(副原料、調味料等は除きます。)
2. 商品の原材料の使用比率で上位3位までのもので、かつ、その重量に占める割合が5%以上を原則としますが、野菜などのお客様の要望の多い原材料は順位に関係なく案内します。
3. 原料原産地表示として「A国、B国」と記載しているものは“A国、B国の原材料を生産日により切り替えて使用している場合”と、“A国とB国の原材料を混合している場合”がございませう。

※この原料の原産地情報は2017年3月1日時点での取り扱い実績を基に主要な原産地を案内しています。

※原料事情により記載内容が変更されることがあります。あらかじめご了承ください。

#### <掲載例> Aハンバーグ

牛肉（オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、カナダ）、豚肉（アメリカ、カナダ、メキシコ、日本）、たまねぎ（中国、日本）、にんにく（中国）

【別添ソース】たまねぎ（中国、日本）、にんじん（中国）、セロリー（アメリカ）、牛肉（オーストラリア、ニュージーランド）、にんにく（中国）

### 3. 経過措置期間について

「経過措置期間としては、食品表示基準の経過措置期間と同様、平成32年3月末」との記載がある。

今回の原料原産地表示制度は、「国別重量順表示」「可能性表示」「大括り表示」「大括り表示+可能性表示」「中間加工原材料の製造地表示」「中間加工原材料の可能性表示」「中間加工原材料の大括り表示」「中間加工原材料の大括り表示+可能性表示」などが混在し、消費者にとって大変解りにくく、十分な普及・啓発活動が必要となる。

また、本制度の施行には事業者への周知が肝となるが、中小企業も含めて全ての事業者への普及・啓発には一定の時間が要すると思われる。

平成29年8月に施行されたとしても、2年半で普及・啓発・データ収集・包材切り替え完了まで行うのは困難であり、経過措置期間を4年半の平成34年3月末（せめて平成33年3月末）まで延ばすのが妥当ではないか。

<参考>ある会員企業での調査による「変更に必要な時間の試算結果」より

#### ①原料原産地制度のシステム化に必要な期間

- ・食品表示法に対応するシステム改修には2年以上かかった。
- ・原料原産地表示のシステム化には、原料登録のリストなどの項目を加える必要があり、システム化に約3年を要する。

#### ②原料原産地を調査するための時間

- ・約100アイテムの畜肉原材料を中心とした市販の加工食品を製造する工場、過去1年間の原料原産地を調査するためには、約1ヶ月がかかる。
- ・畜肉・野菜・魚介類・加工品など多岐にわたる原材料を使用した加工食品を製造する工場であれば、表示義務対象の原材料の種類は多く、調査にはさらに時間がかかることが予想される。

#### ③包材を変更するのに必要な時間

- ・5ヶ月から1年半ほどの切り替え時間が必要  
（内訳）原料調達 1ヶ月、版下変更 4~5ヶ月、販売切り替え 2ヶ月~1年

以上